

公益社団法人長野県社会福祉士会 情報公開取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第42条の規定に基づき、本会の情報公開の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 本会の情報公開に関する事務管理者は事務局長とする。

(情報公開の資料及び公開方法)

第3条 本会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、本会事務局に常時備え置き閲覧に供すると同時に、第3号を除き本会ホームページに公開するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 社員名簿
 - (4) 事業報告及び附属明細書
 - (5) 貸借対照表
 - (6) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (8) 財産目録
 - (9) 監査報告
 - (10) 事業計画書及び収支予算書
 - (11) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 2 前項に規定する資料のうち第1号、第2号及び第3号については、最新の状態のものとする。
- 3 第1項の社員名簿に、会員番号及び地区を加えた名簿を会員に公開する。

(閲覧の場所及び日時)

第4条 本会の公開する情報の閲覧場所は、本会定款第2条に規定する事務所とする。

2 閲覧の日は、本会事務局休業日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後5時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 前条により本会の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。

- (1) 別に定める「閲覧申請書」（様式1）に必要事項を記入し提出を受ける。
 - (2) 受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿」（様式2）に必要事項を記録する。
- 2 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧できない。
- 3 閲覧については、無料とする。
- 4 閲覧資料のコピーにあたっては実費を徴収することとする。ただし、第3条第1項第3号に規定する会員名簿のコピーについては、これを禁止する。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。